

意匠審査基準改定案に対する意見

1. 提案団体名：一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
会長 長澤 健一
2. 窓口担当者：国際協力部 石川 聖
3. 連絡先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4階
03-3591-5304
satoshi.ishikawa@aippi.or.jp

4. 提案及び理由

・全体として、ハーモナイゼーションに配慮しつつ、出願人による意匠登録出願に係る意匠の特定方法についてより自由な記載・表現を可能とする改正であるため、制度のユーザーとしては歓迎すべき改正内容であると考えます。

・全体意匠と部分意匠との間でも第9条(先願)の規定を適用する、との改正案については、審査基準(案)71.9.2「全体意匠と部分意匠との類比判断」において、71.9.2に規定されている①～④の要件を全て満たす場合とされているため、限定的な範囲であると考えられる。

この運用変更の理由は、審査基準(案)21.1.2に追加された「一部図面が非開示の場合に意匠の内容が十分に開示されていれば部分意匠として取り扱う」の適用を受け部分意匠として取り扱われる意匠と、全体意匠との間で先願(第9条)等の規定の適用の判断を行うため説明されている。

しかしながら、審査基準(案)71.9.2には具体的な事例の例示はなく文章のみとなっているので、「全体意匠と部分意匠との類比判断」がなされる例となされない例の具体例の提示等による今回の運用変更の範囲が十分に説明されているとは言いがたい。

・全体意匠と部分意匠の間での第9条の適用について、従来は、「全体意匠と部分意匠とでは意匠登録を受けようとする方法・対象が異なるから」という理由で適用しないとされてきた。ユーザーはこのことを前提として、全体意匠及び部分意匠について(第3条の2の規定に留意しつつ)比較的自由に意匠登録出願を行ってきた経緯がある。

・今般の改正の必要性、有用性について制度のユーザーに十分な説明を行い、納得感を高め

るとともに、適用が予定されている審査実務に関して多くの具体例を提示するなど、混乱を回避する措置が講じられることを希望する。

以上